適用開始日　令和７年４月１日

ふるさとまつやまＰＲ協力企業等募集要領

１ 目 的

松山市ふるさと納税制度の推進と本市のイメージアップ、市内企業等の振興のため、寄附者等へお送りする松山を PR できる返礼品を提供していただく、ふるさとまつやま PR 協力企業等（以下「協力企業等」という）を募集します。

２ 事業の流れ

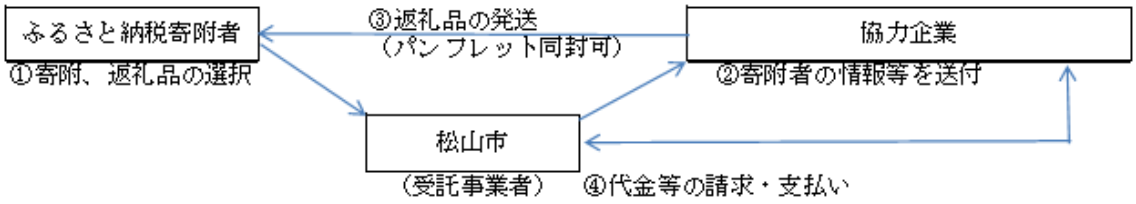

３ 対象事業者

（１）全事業者共通の要件

以下の要件を全て満たすこと。

①松山市に本社又は事業活動の実態を伴う事業所（工場を含む）を有する法人等（個人事業主や NPO を含む）であること。ただし、本要領「４ 提供していただく返礼品（１）地場産品等の基準」に記載の地場産品類型２号及び８号の返礼品を提供する法人等、または市長が特別に認めた場合はこの限りではない。

②松山市税または事業所所在地の市町村税の未納がないこと。

③代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

④松山市が指示した送付先に安定して返礼品を提供できること。

⑤電子メールの送受信可能なインターネット環境を有しており、電子メールにて連絡が取れる状態であること。

⑥生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。

⑦本要領「４ 提供していただく返礼品」の条件を満たす返礼品を提供できること。

⑧その他公序良俗等に反しないこと。

※上記の各要件に適合しても、松山市が適当であると認めることが難しい場合は登録しないこ

とがあります。

（２）宿泊型及び体験型の返礼品を取り扱う事業者の要件

①松山市内での宿泊を含む旅行プランを提供する場合

ⅰ旅行業法第３条の規定による旅行業の登録を有すること。

ⅱ日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員であること。

②松山市内の宿泊施設のクーポン券を提供する場合

ⅰ松山市内に所在する、観光客に宿泊サービスを提供する宿泊施設であること。

ⅱ旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条の営業を行っている施設であること。

ⅲ風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項第４号に規定される施設ではないこと。

③松山市内で提供される体験サービスのクーポン券を提供する場合

ⅰ松山市内での体験サービスを寄附者（参加者）に提供できること。

ⅱ体験サービス（アクティビティ型体験サービス）において寄附者（参加者）が加入する保険への手続きを行うこと。

４ 提供していただく返礼品

（１）地場産品等の基準（以下のいずれかを満たすこと）

地場産品類型	平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準	例
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	・松山市内で収穫された柑橘 ・　〃　水揚げされた魚介類
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	・松山市内で収穫された柑橘を主な材料として作られたジュース （市外で加工されたものも可）
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	・松山市内で製造された加工食品、日用品 ※実質的な変更を加える加工または製造に該当しないものは不可
3号イ（熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。	・愛媛県内産牛肉を松山市内で熟成加工したもの
3号イ（精米）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。	・愛媛県内産の玄米を松山市内で精白したもの
3号ロ（企画立案）	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。	
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	・農協の集荷・選別等における流通の都合で、やむを得ず隣接市町で生産されたものが混在した柑橘
5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	・松山市が広報の目的で生産したキャラクターグッズ
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	・松山市内で製造されたそうめんと、市外製造のめんつゆ ※附帯品は、単純なセットではなく、使用目的等において附帯していると言えるもの
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	・松山市内のゴルフ場で使用できるゴルフプレーサービスの利用券 ・松山市内の港を出発し市内海域を周遊する遊漁船の利用チケット
7号の2（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	・愛媛県内でのみ展開している運営者が運営する宿泊施設の利用券
7号の3イ 五万以下（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。	県外にも展開している運営者が運営する宿泊施設の利用券（一人一泊5万円以下）
7号の3ロ 該当地域（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。	
7号の4（電気）	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。	
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。	・松山市が近隣市町と合意のもと取扱いを決定した返礼品
8号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。	・愛媛県がとりまとめる県内共通返礼品
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。	
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。	
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay商品券、△△Pay）	・松山市内の特定の宿泊施設・体験レジャー等でのみ利用できるトラベルクーポン
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。	・松山市内産柑橘と松山市内産柑橘を原料に作られたジュースのセット

※上記基準は総務省の告示等により随時更新、変更されるため、それに伴い登録済の返礼品であっても登録を取り消す場合があります。また、上記基準を満たしていても、松山市が適当

であると認めることが難しい場合は登録しないことがあります。

（２）返礼品の品質

賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、原則として返礼品の到着の際に１週間以上の期限があること。

※鮮度が強く要求される生鮮食品や生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるもので、予めその旨を商品説明でお断りしている場合はこの限りではないが、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。

（３）返礼品として食品を提供する協力企業等の義務等（特記事項）

松山市は、協力企業等に対して定期的に調査・確認などを行います。特に、過去の取引実績を大幅に超過するなど、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合には、実地調査等を行います。協力企業等は、松山市の調査・確認に応じる、また、地場産品基準や食品表示法で遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存する義務があります。

協力企業等による食品表示法違反があった場合、松山市は、取引中止をはじめ損害賠償請求等、必要な措置を講じます。

（４）募集する返礼品の金額

○寄附金額の設定

返礼品の松山市への提供価格（梱包・箱代を含む税込金額）が寄附金額の 30%以下となるように松山市が寄附金額を設定しています。

（５）発送等

①送料は原則、実費負担額を松山市がお支払いします。ただし、寄附金額に対する経費割合が大きいと判断した場合、送料の一部を協力企業等にご負担いただく場合があります。

②寄附者等への返礼品の発送は、松山市（受託事業者）が提示するふるさと納税出荷依頼管理システム（インターネット環境が必要）を用いて協力企業等が行うものとします。

③協力企業等は、発注書等受領後１週間をめど（日付指定等があるものを除く）に返礼品を送付してください。

④松山市の送付物の同封を依頼する場合があります。

⑤発送前に送付先に発送等に関する確認の電話等をしていただくことがあります。

５ 個人情報の保護

協力企業等は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

※寄附者等の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、返礼品の発送時にパンフレットを同封し、寄附者から協力企業等へ商品申込み等があり、入手された個人情報は、別記「個人情報取扱業務特記事項」の対象外です。

６ 協力企業等のメリット

（１）企業名や商品名等を松山市がＰＲ

ふるさと納税専用サイト､松山市が作成･配布するふるさと納税パンフレット等を通して、企業名、商品名等をＰＲできます。掲載料等の負担はありません。

（２）自社商品の販売促進・ＰＲ

返礼品発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、ＰＲが図れます。この場合は、同封するパンフレット等を事前に松山市に提示していただきます。

※協力企業等によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限ります。

７ 申込期間

随時受付

※総務省等への報告を要するため、登録までには一定の期間をいただく場合があります。

８ 申込方法

別紙１「松山市ふるさと納税 返礼品申込書」に必要事項を記入し、資料を添付の上、下記「11 申込書の送付及び申請に係るお問合せ先」宛に電子メール、持参又は郵送してください。

※初めて返礼品申込を行う協力企業等は、別紙 2「誓約書 兼 同意書」も併せてご提出ください。

９ 協力企業等の決定方法等

・松山市のふるさと納税業務受託業者と電子契約等を締結していただきます。

・申込内容を確認し、募集要領の要件を満たしていれば、決定通知書を申込者に送付します。また、要件に満たない申込者にも連絡をいたします。

・特別な事由がある場合、松山市は協力企業等の決定を取り消しできるものとします。

・決定通知後、商品の見本を提出していただく場合があります。

10 その他留意事項

・協力企業等は、あらかじめ申し込んだ商品を変更・辞退する場合や、商品に関して発送の遅延、販売の中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに松山市へ報告するものとします。

・協力企業等は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について松山市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、松山市は一切責任を負いません。

・松山市は、協力企業等が食品表示法をはじめとする関係法令及び地場産品要件等に関して虚偽の申込を行った場合、協力企業等の登録を取り消します。また、それらにより松山市や寄附者に損害を与えた場合は、協力企業等に対して損害賠償の請求を行います。

・送付実績が著しく少ない場合や、クレームの数が著しく多い場合は、登録を取り消す場合がありますのでご了承ください。

・本制度に関し松山市と協力企業等の取引内容等について、公的機関から法に基づく調査があった場合、松山市は提供する情報が必要最低限となるよう努めた上で、回答に応じますのでご了承ください。

11 申込書の送付及び申請に係るお問合せ先

株式会社パンクチュアル　愛媛県松山市ふるさと納税係

住所：〒791-8015　松山市中央一丁目 22 番 8 号

電話：050-5530-6403

電子メール：matsuyama@punctual.co.jp

12 その他ふるさと納税制度等に関するお問合せ先

松山市産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

住所：〒790-8571　松山市二番町四丁目 7 番地 2

電話：089-948-6265

電子メール：furusato-nouzei@city.matsuyama.ehime.jp

ホームページ： https://www.furusato-matsuyama.jp/「ふるさと松山応援ページ」